第4次 小城市

概要版

地域福祉活動計画

だれもが心の豊かさと幸せを実感できる 健康・福祉のまち 小城

(令和4年度~令和8年度)

令和4年3月



1、はじめに

小城市社会福祉協議会は、平成29年3月に平成29年度から 平成33年度までの5カ年を期間とする「第3次地域福祉活動 計画」(だれもが心の豊かさと幸せを実感できる健康・福祉の まち 小城)を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

しかし、少子高齢化や核家族化は急速にすすんでおり家族 で支え合う機能が弱くなっています。

また、「虐待」や「貧困」、「ひきこもり」、「移動困難者の問題」、「8050問題」、「ダブルケア」など生活上の問題が重なり多方面からの包括的な支援を必要とする人が増えています。



このような状況を受けて小城市社会福祉協議会では、第3次の地域福祉活動計画の実施状況を振り返り、評価や課題を整理しながら見直しを行い、「第4次地域福祉活動計画」を策定しました。

今回の計画を策定するにあたり、住民意識調査や高齢者福祉・介護分野、児童福祉・子育 て支援分野、障がい福祉分野等の関係者や区長連絡協議会、民生委員・児童委員の皆様方か らのご意見やご提言を集約し、「小城市地域福祉計画」を見直す懇話会にもオブザーバーとし て参加させていただき、それらの意見を踏まえたうえで今後の活動や取り組みを地域福祉活 動計画に盛り込むことができました。

第4次地域福祉活動計画では、第3次地域福祉活動計画の理念を継承し「だれもが心の豊かさと幸せを実感できる 健康・福祉のまち 小城」を基本理念といたしました。

地域でともに暮らす人々が、お互いに理解しあい、支えあい、助け合いながら、住み慣れた家庭や地域で健康で明るく安心して暮らしていける健康・福祉のまち小城市の実現に向けて積極的に取り組んでいくこととしております。

地域の中に潜在化している様々なニーズを取り上げ、地域の自主的な福祉活動を支援するために、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」を柱として行政機関や市民、民間組織が協働し各々の特性を生かして事業推進を行う行動計画であり、社会福祉協議会はその中心的な役割が期待されています。

最後になりましたが、計画策定にご尽力いただきました策定委員会の皆様、住民意識調査 や意見聴取にご協力いただきました関係者の皆様、各種統計資料等提供いただいた小城市福 祉部関係課の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

社会福祉法人小城市社会福祉協議会 会長 古賀 敬介

2、地域福祉とは



市民が健康で、安心・安全に住み慣れた地域で自立して生活をするためには、4つの助けで支え合うことが大切です。

『自助』として、ひとり一人が健康増進と介護予防・認知症予防に努め、家族は健康と生活を見守り・支えることがとても重要です。

『互助』として、隣近所同士など身近な人間関係の中で自発的に交流し、助け合うことも重要です。

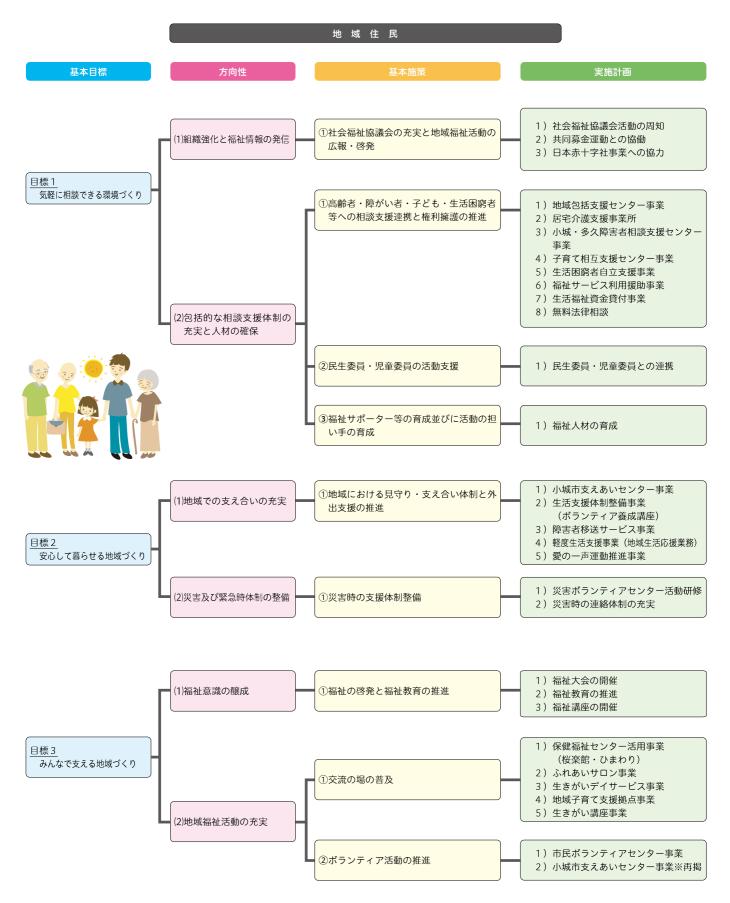
『共助』として、社会保険制度、医療や年金、健康保険、介護保険等の公的サービスを利用して自立した生活を維持することも大切です。(相互扶助)

『公助』として、自助・互助・共助でも支えることができない場合は、最後のセーフティネットとして相談をしましょう。(生活保護、高齢者福祉事業、虐待対策など)

地域ぐるみで『見守り』・『生活支援』のボランティア 声かけ・見守り …… ○困りごとへの生活支援 相談・助言・傾聴 …「ゴミ出し、草刈り、清掃、移動の支援(買い物、通院)、食の支援」 ①住民主体の通いの場づくり「ふれあいサロン」 近隣(班) 隣近所の住民 町内会 「水ランティア」 個人・グループ NPO・社会福祉法人等

3、地域福祉活動計画 体系図

基本理念「だれもが心の豊さと幸せを実感できる健康・福祉のまち 小城」



4、基本施策の目標

基本施策の具体的な目標を設定しました

基本目標1 気軽に相談できる環境づくり

方向性(1)組織強化と福祉情報の発信

基本施策(1社協の充実と地域福祉活動の広報・啓発

方 向 性 (2)包括的な相談支援体制の充実と人材の確保

基本施策 ①高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等への

相談支援連携と権利擁護の推進

②民生委員・児童委員の活動支援

③福祉サポーター等の育成並びに活動の担い手の育成

基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

方向性(1)地域での支え合い支援の充実

基本施策 ①地域における見守り・支え合い体制と外出支援の推進

方 向 性 (2)災害及び緊急時体制の整備

基本施策 ①災害時の支援体制整備

基本目標3 みんなで支える地域づくり



基本施策 ①福祉の啓発と福祉教育の推進

方 向 性 (2)地域福祉活動の充実

基本施策 ①交流の場の普及

②ボランティア活動の推進





















5、計画の推進方法

1、計画の周知

「社協だより」や社協のホームページをはじめ、市の広報誌、地域への出 前講座等の様々な媒体・機会を利用して本計画の周知を図り、市民の地域 福祉活動計画への理解と地域福祉活動への参加促進を図ります。



2、市や地域の関係団体との連携

地域の福祉課題の把握・解決のためには、様々な機関・団体の連携が非 常に重要です。

このため、本計画の推進にあたっても、市をはじめ、地域の様々な関係 機関・団体との連携や情報交換を密に行い、協働による地域福祉推進を図 ります。



3、計画の点検・進行管理

本計に基づき、社協として地域福祉推進のための施策・事業を着実に実 践していくために、各施策・事業の点検・進行管理を行います。





















社会福祉法人 小城市社会福祉協議会

〒845-0002 佐賀県小城市小城町畑田750番地 小城保健福祉センター「桜楽館」内 電話 0952 (73) 2700 FAX 0952 (73) 4347

- 三 日 月 支 所 0952 (73) 4911
- 牛 津 支 所 0952(51)5324
- 芦 刈 支 所 0952 (66) 5566